

令和 6 年 古殿町農業委員会 9 月定例委員会

1 開催日時 令和 6 年 9 月 17 日 (火) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (6 人) (7 人)

会長 農業委員 8 番 水野和徳委員

委員 農業委員 1 番 中瀬信治委員

農業委員 3 番 遠藤光一委員

農業委員 4 番 我妻弘道委員

農業委員 5 番 荒川一寿委員

農業委員 7 番 根本明委員

推進委員 2 番 大楽良文委員

推進委員 3 番 吉田真健委員

推進委員 4 番 矢吹三智也委員

推進委員 6 番 水野辰芳委員

推進委員 7 番 水野光樹委員

推進委員 9 番 瀬谷國彦委員

推進委員 10 番 岡部雄一委員

4 欠席委員 (5 人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 18 号 古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫

主査 長田 賢一

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、4 番目から 5 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 9 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長)

『 会長あいさつ 』

○議長(会長)

出席委員は8名中 7 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日、農業委員2番 石井利行委員、農業委員6番 水野幸栄委員
推進委員1番 我妻由美子委員、推進委員5番 遠藤一委員
推進委員8番 小平美香委員
より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長)

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。
農業委員1番 中瀬信治委員、及び
農業委員5番 荒川一寿委員
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長)

議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長)

日程第 2 議案第 17 号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番
を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長

今月の農地法第3条の許可申請は、 1 件でございます。

【議案第 17 号 1 番 朗読後、説明】

受付番号 1番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長)

ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 [REDACTED]

○ [REDACTED] 番委員

9月の15日に農業委員の [REDACTED] さんと私で譲受人の [REDACTED] さんに話をしてきました。父親も高齢で息子に権利を譲るということでした。父親も [REDACTED] を超えており耳も遠くてわからないという状況でした。耕地は住宅を囲むようにあります。ただ、傾斜がきつく農作業するのは大変だなという状況でした。場所は [REDACTED] との境で山に挟まれている状態です。父から息子への譲渡ですが、自然の流れですので審議の方よろしくをお願いします。

- 議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 〈 質疑なし 〉
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なしの声あり 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての1番は原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 日程第 3 議案第 18 号
古殿農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての1番～2番を議題といたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
- 事務局長 古殿町長より古殿農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められています。
- 事務局長 【議案第 18 号 朗読後、説明】
- 議長(会長) ただいまの事務局説明1番について、地元委員の説明を求めます。
[REDACTED]
- [REDACTED] 番委員 本日午後2時から [REDACTED] 委員と事務局長田さんと私の3名で現地を確認しました。申請内容については、先ほど事務局から説明があったとおりで、農振地区なので除外してほしいということであり、現地確認の結果ですが、土砂の流出や崩壊、雨水排水などは問題なく、周りの農地に支障がでるものはないため問題ないかと思えます。よろしくお願いします。
- 議長(会長) 本案について質疑を許します。質疑はありませんか。
- 推)2番委員 この航空写真の図面の青い部分すべてが申請場所になるのでしょうか。
- 事務局長田 はい、青い部分が一筆なんですけど、これで [REDACTED] mです。うち [REDACTED] mは [REDACTED] 番地よりのほうになります。分筆はまだこれからになり、正式許可が出れば分筆して実施する予定となっております。
- 農)7番委員 農振地になっているというところですが、周りは違う状況です。以前は農振地ということでしょうか

以前の状態というのは、調べてみないとわからないところです。〇〇に田んぼが続いており、申請地を含め基盤整備を行った場所となります。

そうすると、**二**番をすべて農振除外ということですか。

申請を見ていただきますと、 〇.〇〇m^2 のうち 〇.〇〇m^2 となっており、その部分のみを除外したいという申請になります。

ほかにありませんか。質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。議案第 18 号
古殿農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての
1 番 は原案のとおり答申することに決定いたしました。

続いて、事務局説明2番について、地元委員の説明を求めます。

はい、1番と同じく確認し問題ないと思われます。

本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

■番地の登記簿が原野になっているんですが、農振地というのはありえる？

はい、農振地は農業振興に必要な土地を入れておりますので、農地以外に入っているパターンもあります。

そのほか、質疑はありますか

これは、XXXXXXXXXXですよ。問題となりそうなのは騒音だとは思いますが、道を挟んでいるので大丈夫だと思うがどうだろうか。

周りの住民から同意をもらっているかは伺っておりません。以前は[]の隣の土地で行っており、住宅なども密集しているため、苦情があったものと思われます。道も挟んでおり、広い土地でかなり奥まった場所に作業所を予定しているので大丈夫だろうとの判断と思われます。なお、騒音の影響や周りの同意の有無などを注意していただきたいこと伝えておきます。

そのほか質疑はありませんか。質疑を終わります。お諮りします。本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○ 議長（会長） 異議なしと認めます。議案第 18 号
古殿農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての
2 番 は原案のとおり答申することに決定いたしました。

○議長（会長） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
9 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野和彦

会議録署名人 中瀬信治

会議録署名人 荒川一寿